

令和5年度環境物品等の調達実績の概要

独立行政法人
郵便貯金簡易生命保険管理・
郵便局ネットワーク支援機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度環境物品等の調達実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知する。

1 特定調達品目の調達状況

令和5年度においては、令和5年4月に令和5年度環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成し、これに基づき、環境物品等の調達を推進した。

(1) 目標達成状況等

調達方針において、調達を実施する特定調達品目については、調達目標を100%としていたが、調達を実施した全ての特定調達品目について、当該目標を達成した。なお、各特定調達品目の調達量等は、別表のとおりである。

(2) 判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達状況

調達を実施した特定調達品目のうち、紙類及び文具類の一部の品目については、古紙パルプ配合率100%又は再生プラスチック使用率100%等、判断の基準より高い基準を満足する物品を調達した。

2 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

特定調達物品等以外の物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努めた。

3 その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断の基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品等の調達に努めた。

また、物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけた。

4 令和5年度調達実績に関する評価

令和5年度においては、調達方針に定めた特定調達物品等の調達目標を達成した。

令和6年度以降においても、引き続きグリーン購入法の趣旨を踏まえ、環境物品等の調達の推進に努めていくこととする。